

第 16 条 船舶が別表第 3 に掲げる港湾に入港したとき、及びこれらの港湾を出港しようとするときは、当該船舶の船長又は代理人は、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、次に掲げる船舶については、この限りでない。

- 一 総トン数 700 トン未満の船舶
- 二 海難を避け、又は避けようとする船舶
- 三 警備救難に従事する船舶
- 四 国及び地方公共団体の所有に属する船舶

第 17 条 船舶（前条各号に掲げる船舶、次項に規定する船舶及び法第 44 条の 2 第 1 項ただし書に規定する船舶を除く。）が別表第 3 に掲げる港湾に入港したときは、入港 1 回につき、総トン数 1 トンまでごとに 2 円（専ら本邦と外国との間の旅客又は貨物の輸送の用に供される船舶（以下「外航船舶」という。）を除く船舶については、1 円 10 銭）の入港料をその届出をした日から 30 日以内に納付しなければならない。ただし、次の各号に掲げる入港については、この限りでない。

- 一 当該船舶が日に 2 回以上同一港湾に入港した場合における 2 回以後の入港
 - 二 当該船舶が月に 11 回（日に 2 回以上入港したときのその日の入港回数は、1 回として計算する。）以上同一港湾に入港した場合における 11 回以後の入港
- 2 海上運送法（昭和 24 年法律第 187 号）第 2 条第 10 項に規定する自動車航送をする船舶（前条各号に掲げる船舶を除く。）が別表第 3 に掲げる港湾に入港したときは、入港 1 回につき、総トン数に 1 円 10 銭を乗じて得た額の範囲内において知事が定める額の入港料をその届出をした日から 30 日以内に納付しなければならない。

別表第 3（第 3 条、第 16 条、第 17 条関係）

津松阪港 鳥羽港 尾鷲港 鶴殿港